

呉市過疎地域持続的発展計画
(令和 8 年度(2026 年度)～令和 12 年度 (2030 年度))

広島県呉市

はじめに

1 計画策定の趣旨

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により策定するものです。

2 対象区域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条第1項第1号の規定により旧下蒲刈町，旧蒲刈町，旧豊浜町，旧豊町，旧倉橋町及び旧音戸町の区域を，同項第4号の規定により旧川尻町の区域を，同法第43条第1項において読み替えて適用する同法第3条第1項第4号の規定により旧安浦町の区域を対象とします。

目次

- 1 基本的な事項
 - (1) 概況
 - ア 自然的, 歴史的, 社会的, 経済的諸条件の概要
 - イ 過疎の状況
 - ウ 社会経済的発展の方向性の概要
 - (2) 人口及び産業の推移と動向
 - (3) 行財政の状況
 - ア 行財政の状況
 - イ 施設整備水準等の状況
 - (4) 地域の持続的発展の基本方針
 - ア 方向性
 - イ 基本的な施策
 - (5) 地域の持続的発展のための基本目標
 - (6) 計画の達成状況の評価に関する事項
 - (7) 計画期間
 - (8) 公共施設等総合管理計画との整合
- 2 移住・定住, 地域間交流の促進, 人材育成
 - (1) 現況と問題点
 - (2) その対策
 - (3) 計画
 - (4) 公共施設等総合管理計画との整合
- 3 産業の振興
 - (1) 現況と問題点
 - (2) その対策
 - (3) 計画
 - (4) 産業振興促進事項
 - (5) 公共施設等総合管理計画との整合
- 4 地域における情報化
 - (1) 現況と問題点
 - (2) その対策
 - (3) 計画
 - (4) 公共施設等総合管理計画との整合
- 5 交通施設の整備, 交通手段の確保促進
 - (1) 現況と問題点
 - (2) その対策
 - (3) 計画
 - (4) 公共施設等総合管理計画との整合

6 生活環境の整備

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

7 子育て環境の確保, 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

8 医療の確保

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

9 教育の振興

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

10 集落の整備

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

11 地域文化の振興等

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

12 再生可能エネルギーの利用促進

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画との整合

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業
（ソフト）一覧